

墨田区高齢者在宅サービスセンター条例の一部を改正する条例を公布する。

令和2年6月30日

墨田区長 山 本 亨

墨田区条例第21号

墨田区高齢者在宅サービスセンター条例の一部を改正する条例

墨田区高齢者在宅サービスセンター条例（平成12年墨田区条例第43号）の一部を次のように改正する。

第3条第2号中「第8条第17項」を「第8条第18項」に改める。

別表墨田区たちばな高齢者在宅サービスセンターの項を削る。

付 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。ただし、第3条第2号の改正規定は、公布の日から施行する。